

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表6号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成25年7月23日

大磯町監査委員	仲川 元秋
同	三澤 龍夫

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査年月日

平成 25 年 7 月 10 日（水）

3. 監査対象の課等

教育部生涯学習課

4. 監査の期間、範囲、事務

①平成 24 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について

②監査重点事項は、平成 25 年度大磯町監査方針による

③その他

5. 所掌事務の概要

社会教育の振興、芸術文化の振興、生涯学習情報の収集及び提供、生涯学習館の管理及び運営、文化財保護行政、図書館資料の館内利用、館外貸出、図書館の管理及び運営、郷土資料の収集、保管及び展示、郷土資料館の管理及び運営に関する事務等を行っている。

6. 監査結果概要

平成 24 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、全般的に適正に処理されているものと認められた。

[意見]

生涯学習課が所管している施設は老朽化が進行し、様々な箇所を修繕する状況が続くと思うが、今後も修繕は計画的に実施されたい。会議室等を貸し出す際に使用料をいただいている以上、適正な維持管理の責務は特にあると思われるので、町民が快適に利用できるような施設運営に努められたい。